

告示

埼玉県告示第千四百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
北本矢澤クリニック	名称	あやめ診療所	北本矢澤クリニック
ファーマみらい本庄薬局	名称	ハートフル薬局 本庄店	ファーマみらい本庄薬局
ささき婦人科クリニック	所在地	白岡市高岩四六六	白岡市新白岡六一一〇
八潮駅前よつば耳鼻咽喉科	所在地	八潮市大瀬七八七一一 SKビル3階	八潮市大瀬一一二二 SKビル三階

二 指定施術機関

氏名	変更事項	変更前	変更後
関口 尚史	施術所所在地	本庄市柏一一三一一四 本庄スカイハイツB棟 四〇九	本庄市前原二一六一 一五 森川マンション二〇四